

医第1893号
令和6年12月11日

各保健所設置市衛生主管部（局）長 殿

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課長
（ 公 印 省 略 ）

医療機能情報提供制度に係る令和6年度定期報告について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、すべての病院、診療所及び助産所（以下、「医療施設」という。）の管理者は、医療法第6条の3に基づき、年1回以上の定期的な報告（定期報告）を都道府県知事に行うこととされています。

また、昨年度からは、医療施設における「医療機能情報」を医療機関等情報支援システム（G-M I S）にご報告いただき、当該報告内容を医療情報ネット（ナビィ）において公表しております。

つきましては、別紙のとおり令和6年度定期報告を行う予定ですので、ご承知おきください。

なお、裏面に記載の関係団体には別途送付済みであることを申し添えます。

<参考>

- 本県HP「医療法に基づく報告（医療機能情報提供制度）について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f4581/index.html>

問合せ先
法人指導グループ 本村
電話（045）210-1111 内線4870

通知済み関係団体

公益社団法人神奈川県医師会

公益社団法人神奈川県歯科医師会

公益社団法人神奈川県病院協会

一般社団法人神奈川県精神科病院協会

公益社団法人神奈川県助産師会